

福岡県公報

令和6年11月26日
第551号

目次

告示(第740号-第742号)

- 保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示 (農山漁村振興課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 1

公告

- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 2
- 宅地建物取引業者の免許取消し (建築指導課) …………… 2
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (住宅計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

再掲

- 福岡県議会議員補欠選挙における線上投票を行う地域及び期日 (行財政支援課) …………… 3

告示

福岡県告示第740号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等(令和6年10月福岡県告示第671号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する築上町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
築上町役場
門田 清一、吉田 造平、山口 小太郎、吉田 宗行、木下 慎一、長守寺、鉾崎 岳広、山下 一安、秋山 文吉、村上 ヒサエ、福田 勝次、西川 勘市
- 2 通知の要旨
- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年10月福岡県告示第671号によること。

福岡県告示第741号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡東環状線	糟屋郡粕屋町戸原東三丁目529番1先から 糟屋郡粕屋町戸原東三丁目2番2先まで

福岡県告示第742号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成28年8月30日福岡県告示第662号福岡都市計画道路事業3・3・209号アイランド東1号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-209号 アイランド東1号線
- 3 事業施行期間
平成28年8月30日から令和8年9月30日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和6年11月27日から同年12月10日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和6年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
筑豊広域都市計画道路
 - 3・6・40-1号 川崎停車場平原線の廃止
 - 3・6・40-4号 田原真崎線の廃止
 - 3・6・40-7号 猪膝西本町線の廃止
 - 3・6・40-8号 川崎停車場号四郎線の廃止

2 都市計画を変更する土地の区域

田川郡川崎町大字川崎字丸山、字楠本、字櫛毛、字馬小測、字雁喰、字堺ヶ坪、字石原田、字餅田、字池元端、字見崎、字嶋ヶ本、字餅田台、字石ヶ坪、字三角、字三角谷、字薬師免、字薬免、字野添、字木大根、字市場、字日焼、字雁バミ、字見崎寺田、字上見崎、字見崎本田、字上神崎、字日初迫、字鳥越、字嶋ヶ本、字源田、字田原井手、字カハラヶ谷、字口ヶ坪、字櫛毛谷ヤシキ、字櫛毛屋敷、田川郡川崎町大字田原字林崎、字古賀ノ布計、字古賀ノ原、字黒打、字上免藤原、字横手、字下免藤原、字左添、字小早稲田、字三角、字下大坪、字大坪、字上大坪、字堺ヶ坪、字猿喰、字號四郎口、字號四郎、字浅香、字平原口、字海老ヶ迫、字舞台、字堤ヶ谷、字上井手、字嶋巡り、字盲川の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
川崎町企画情報課

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定に基づき、令和6年9月25日付けで次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、公告する。

令和6年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(3) 第17388号	株式会社ケイティホーム 代表取締役 津村 康介	柳川市三橋町今古賀12-1

公告

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準」案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和6年11月26日から令和6年12月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部住宅計画課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市蒲原字集り13番1から13番24まで及び19番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女郡広川町大字新代947番地の12

株式会社田中不動産

代表取締役 田中 秀保

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡鞍手町大字小牧字西牟田2057番5、2057番6、2080番1、2080番2、2080番5、2080番10、2080番12、2080番13、2080番24、2080番25、2080番33から2080番49まで、2084番2、2085番3、2089番10から2089番13まで、2095番1、2095番3、2095番4、2097番1、2097番2、2098番2、2098番3、2099番2、2099番3、2101番3、2101番4、2104番3、2105番2、2106番4、2106番5、2108番4、2108番5、2109番7及び2109番8並びに宇裏田2232番59から2232番62まで、2232番64から2232番69まで

、2250番5から2250番7まで、2264番3、2264番4、2265番1、2265番3及び2266番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鞍手郡鞍手町大字中山3705番地

鞍手町長 岡崎 邦博

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字日吉字柳818番地1、820番1、821番1、821番2、822番、823番、827番1から827番4まで、828番1、828番3から828番6まで、829番1、829番2、830番1、830番2、831番3及び831番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女郡広川町大字吉常296番地7

田中 義輝

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第69号

令和6年12月1日執行の福岡県議会議員補欠選挙（糟屋郡選挙区）において、繰上投票を行う地域及び期日を次のとおり定めた。

令和6年11月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

繰上投票を行う地域	繰上投票を行う期日
糟屋郡新宮町第6投票区（相島）	令和6年11月29日